

封建社会分析の方法論 : 吉岡照彦氏の諸理論批判

湯村, 武人

<https://doi.org/10.15017/4362530>

出版情報 : 経済学研究. 27 (3), pp.1-29, 1961-08-25. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

封建社会分析の方法論

——吉岡昭彦氏の諸理論批判——

湯 村 武 人

ま え が き

かつて私は、封建制社会の構造に関する高橋幸八郎教授の諸見解、とくに著書『市民革命の構造』の中で展開されている教授のいわゆる「封建社会分析の方法」を批判する論文を本誌(註一)に発表した。いま、再び同じ表題をかかかって吉岡昭彦氏の諸論文を取上げるゆえんは、一つには、吉岡氏自身はそのことを否定されてはいるが、氏の理論が基本的には高橋理論の再版であるからであり、二つには、基本的にはそうであるにも拘わらず、その道具立ての入念さのために、吉岡氏の論文の幻惑力は高橋教授のそれとは較べものにならないほどの大きさをもっており、今日の日本および西洋経済史学界に大きな影響を与えていると思われるからである。

吉岡氏が存在が学界に大きくクローズアップされたのは、私の記憶に誤りがなければ、福島大学経済学会機関誌「商学論集」一二巻五号の寄生地主制研究特集号に掲載された論文「寄生地主制分析の基準」による。この特集号は昭和三

十年に『寄生地主制の研究』と改めて御茶の水書房から出版された。さらに、これらの業績によって大塚久雄氏などの大きな支持をえた吉岡氏は、昭和三二年には、右の内容を啓蒙的に書き改めて創元社から『地主制の形成』を公けした。

次に、同じく商学論集第二八巻一号および二号に、それぞれ「イギリス封建制の諸問題」および「封建的分解と領主制」を発表した吉岡氏は、氏のいわゆる「封建的分解の法則」によって人々の関心を再び大きくさらった。大塚久雄氏を中心とする一群の歴史家たち、俗に「大塚史学」と称せられている人たちにとって、吉岡氏は今やなくてはならぬ存在になっているようである。同派の人々によって昨年岩波書店から出版された『西洋経済史講座』には、第一巻に「封建的土地所有・封建地代・経済外強制」、第三巻に「西ヨーロッパの地主制」と題する氏の論文が収められている。

したがって、吉岡氏のいわゆる「寄生地主制」と「封建的分解の法則」は、発表の時間的順序からいえば前者が先で後者が後であるが、便宜上私は、まず後者を取上げて次に前者に批判を及ぼそうと思う。両者は決して無関係ではなく密接に結びついており、前者を理論づけるために後者が生れているように思えるので、批判に当ってはそうした順序をとるのが当然であると思うからである。

(註一) 「経済学研究」第二十巻第二号所収「封建社会分析の方法論について」

(一)

さて、吉岡氏のいわゆる「封建的分解の法則」とは何か。

氏によれば、「封建的分解は、封建的生産様式の基底 \vee をなす、小農民経営 \vee を起点として展開される独自の・特殊歴史的の分解 \parallel 自己運動である。そして封建社会とは、かかる分解 \parallel 自己運動の総体にはかならないのであり、また、特定の国の、特定の時点における封建社会の構造とは、このような分解 \parallel 自己運動の切断面にはかならない。」^(註一)

これをもう少し具体的にみると、次のようになる。この分解の起点になるのは小農民経営であり、その小農民経営の性格は、(イ)何よりもまず自給経営である。次に、(ロ)その家族構成は家父長的小家族である。なぜなら、そのような自給経営では、家族成員の個人的労働は、家族全体のいわば共同的労働の諸器官としてのみ作用するために、このような共同的労働力の指揮官たる家長が労働の生産物を専一的に支配し所有することになるからである。最後に、(ハ)小農民経営の土地所有は、労働にもとづく土地の実体的利用・現実的支配であり、その意味でいわば「ゲヴェール」である。これは小農民経営が三圃制度という農業技術体系を前提しているためにおこる。「封建社会において、土地に対する排他的・絶対的な私的所有が存在せず、所有はすべて何らかの利用にもとづく事実上の支配でありゲヴェールであることの根源はここにある。」^(註二)(イ)、その他、八頭立の犁耕連畜のための犁耕共同体、開墾・排水のための共同労働など、「小農民経営は孤立して耕地を生産し維持することができず、村落共同体 \vee という、いわば土地占取の隣人集団の共同占取に媒介されてはじめて、生産を実現することができた。」^(註三)

そして、こうした性格をもった小農民経営が相互に不均等な発展をひきおこし分解するところに氏のいわゆる「封建的分解」が生じるのであるが、こうした分解は、種々の経営条件の差、なかんずく「家族労働力の質的・量的変動」によってもたらされる。

(補足)

この箇所の説明は『講座』所収論文では右のように簡単になされているが、商学論集所収の前出論文では、ヨリ詳細に次のように述

べられている。後で紹介するチャノフとの相似を想うべきである。「共同体内部における諸自給経営」小農民経営は何故に分解するのであるか。小農民経営相互間における、いわゆる「不均等発展」の基本的論理は以下の如くである。(一)小農民経営の生産、再生産にとって規定的目的もしくは推進的動機は何か。資本制生産の場合いまでもなくそれは利潤の獲得であるが、この場合には、それは、単婚家族労働力の標準的生活維持手段の直接的獲得である。(二)然らば、かかる規定的目的をもって生産を行う諸小農民経営は、如何なる条件の差異によって分解をひきおこすのであらうか。諸小農民経営の経営様式は、さきに分析した如き技術的条件に規定された共同体規制によって均等化されているとみなしうる。従つてこの場合、諸小農民経営が生産する生活維持手段の質・量を左右する基本的条件は、単婚家族労働力の質的・量的差異および変動であると考えられる。(一八八頁)。

そして、ほぼ以上を前提して吉岡氏の「法則」が導き出される。少し長いが、後での分析に必要なので、その全部をそのまま引用しよう。

「このような小農民経営の分解は、二つの局面において展開されてゆく。第一は土地の喪失と集中であつて、零落した小農民経営は土地を売却し、上昇するものは土地を獲得し集中してゆく。第二は家族成員の放出と吸収であつて、前者は口べらしのために家族成員を放出し、後者がそれを吸収してゆく。したがつて、一方では小農民経営の所有地規模の不均等すなわちいわゆる「農民層の階層分化」が進展するとともに、他方では、封建的雇用労働者の原型である単身の「下人」*famulus prebendaris* が分出され雇用されることとなる。ところが、土地を集中しその所有規模を拡張した経営は、決してその経営規模をも拡大するのではない。逆に、前に述べた標準的経営規模以上の所有地は、すべて自分のところで吸収した下人や零落しつつある他の小農民経営に貸与し小作させてしまふ。そして条件に応じて、生産物地代、貨幣地代もしくは労働地代をとるようになる。このプロセスを下人の側からみるならば、彼らが次第に小作地を拡大し、標準的な経営規模へと近づいてゆくことを意味する。こうして封建的分解が進展すればするほど、土地の喪

失と集中、下人の放出と吸収は激化し、かつ下人はその小作地を拡大してゆき、その極、下人は一定の段階で家族を形成して、上昇し地主化した小農民経営の土地を保有する標準的小農民経営へと経上ってゆくのである。^(註三)

(註一) 「西洋経済史講座」第一卷三三二頁。

(註二) 同上書三三四頁。

(註三) 同上書三三五頁。

(11)

以上のような吉岡氏の所説を追っていくうちに、私は、ロシアの農学者チャノフが一九世紀末の農村社会について析出した「小農経済の原理」、いわゆる「チャノフの法則」を思い出さずにはいられなかった。はたして吉岡氏自身がそれにヒントをえて氏の理論を構成されたかどうかは、勿論私の知るところではない。けれども、吉岡氏の「法則」とチャノフの「法則」との間に、何らかの関連、と言って悪ければ着想における類似性があることは明らかである。そこで、吉岡氏の見解の批判に移る前に、まずこのチャノフの法則についてその概要を知っておくことは無駄ではないと思う。

『小農経済の原理』において展開されるチャノフの基本的立場は、その邦訳者たる磯辺・杉野両氏が指摘されているように、現代経済社会を一つの統一的な社会と考えず、性格を異にする種々の経済社会の合成体と見做すところにある。すなわち彼は、それを大きく資本家的と非資本家的の二つに分ち、前者における範疇および指導原理と後者におけるそれとを区別すべきものとする。資本家的経営は利潤の獲得をめざして賃労働者を雇傭して行われ、小農の経営は専

ら家族労働力によって自給を目的として行われる。その結果、いまチャノフ自身をして語らせると、「農業に於ける資本家的経済の規模はいずれも資本の大きさと土地の面積とによって定められ、此等の大きさにして一定ならば経済は任意(限りなき)長い期間を経過しても同一の規模を維持することが出来る。これに反し農民経済の規模は、吾人が比較的長い期間(数十年)をとり考ふるならば、家族発達の段階に応じて絶えず変化し、一つの期間曲線を描く。」(註)

つまり、こうである。比較的長い期間をとつて考察すると、それぞれの農民家族には、幼年期、青年期、壮年期、老年期とも呼ぶべき発達の段階があり、その段階に応じて家族人員総数は勿論、労働年令家族員数、扶養家族員数に変化がある。さらに、一口に労働年令人口といっても壮年と老年とではその働きのちがひがある。夫婦だけの時期、夫婦に幼児の加わつた時期、子供が成長して労働力の増加した時期、成人した子供が結婚して別の経営を始める時期、後には老人夫婦だけしか残らない時期などがそれである。そして、農業の経営が専ら家族労働力だけによって自給的に行われる場合には、農業経営の大きさを決定するのはそうした家族構成の変化である。まず、成長段階にある家族は、すでに老令段階に達した家族経営から、最初は小作地としてその経営地の一部を借受け、ついでそれを自作地化するという形で経営を拡大する。けれども、こうして形成された大自作経営は、やがて子供たちの結婚、したがってまた彼ら新婚夫婦への小自作地の分割という形で縮小してゆき、結局は老人夫婦だけの小自作経営に変わる。チャノフは三十年の期間(一八八二―一九一一年)を隔ててなされた二つの調査を整理して次のように述べている、「若い甲の経済は、その経済的地位を鞏固にし、その規模を増大せるに反して、主として大にして古い乙の経済は、衰微して、下級の経営規模別階級に変わったのである。……茲に、吾人は顕著な二個の潮流があるのを見る、即ち、その一つは主として栽培地の小なる、若く

して未だ分割されない経済——これは家族生長の圧迫を受けてその規模を拡張するのであるが——を引き上げる流れであり、他の流れでは家族分割の爲めに、複雑な古い家族が大部分押し下げられるのである。^(註二)

(註一) 磯辺秀俊、杉野忠夫共訳『小農経済の原理』四三頁。

(註二) 同上書一九七—二〇一頁。

(三)

ここまでくると、チャノフと吉岡氏との間には、一見極めて似通ったところがあるにも拘わらず、重大なちがいがあことに気付く。両者は等しく自給的小農民経営の分解を対象とし、その分解を惹き起す要因を家族労働力の変動に求める。それにも拘わらず、一方のチャノフは農民経営の単なる成長と分解、新生と消滅を結論するというのに、他方の吉岡氏は「農民層の階層分化」とその結果としての「封建的土地所有」の形成を説かれる。一体両者の何れが誤つており、その誤りはどこでどのようにして生じたのか。

出発点は同じである。なるほど、吉岡氏の場合の小農民は、家父長制小家族という規定やゲヴェーレとしての土地所有などの点で、一定の制約をうけている。けれども、それは差し当り分解の過程には関係ない。ことに家父長制云々の点は、チャノフは度外視しているが、ある程度ロシアの農民の場合にもみられるであろう。吉岡氏自身の言葉にして誤りなければ、「自給経営を営む経営の家族構成はすべて家父長的構成をとる」からである。したがって、それらの点を暫く捨象すると、自給的小農民という資格では同じである。その同じ自給的小農民が、同じ家族労働力の変動で、両者の場合なぜ異った結果をもたらすのか。

もう一度両者の説明を想い返してみよう。チャノフの場合、家族労働力の増加した甲の経営は、老令期にある乙の経営から土地を借り受ける。甲の経営はそうした経営の拡大によつて家族の生活資料の増加分とその小作地の自作地化資金をまかない、乙の経営は最初は小作料、やがては土地の売却代金によつてその生活を支える。したがって、甲が成長するためには、出発点においてすでに、老令期にある乙が存在している。ところが、吉岡氏の場合、分解の起点は小農民経営であるという以上、おそらく均等な諸経営の同一線上からの出発を想定されているのであろう。これは、前節で引用した箇所、氏自身が明言されていることである。農村の実態調査報告から法則を発見したチャノフと、観念的に法則を案出される吉岡氏とのちがいは、はしなくもこんなところにも覗えるように思える。さらにまた、チャノフの成長経営がまず小作地を追加するのに、吉岡氏のそれが最初から土地の買入れを始めるのも不自然である。けれども、これらの諸点はこれ以上問題にする必要はない。一定の期限の経過した後では、いづれにしてもほぼ同じことになるからである。

決定的な差異は、吉岡氏が分解のもう一つの局面として「家族成員の放出と吸収」という要因を持込まれるところに生じる。一方の経営が口べらしのために放出する家族員を、他方の経営が下人として吸収する、と氏は言われる。そしてここに吉岡氏のカラクリが隠されている。

このカラクリは、もう一度われわれの出発点に立ち戻ってみると明かになる。吉岡氏の言葉によれば、小農民経営は自給経営であつて、「生産の規定的目的は小家族を維持するにたる標準的生活維持手段（生活資料）を獲得することにあり。」こうした小農民経営が、一体なぜ自分の家族構成員以外の下人たち、あるいは吉岡氏の別の言葉で言えば、封建的雇用労働者の原型である単身の男たち、を吸収する必要があるのか。生産の目的が小家族を維持するに足る生活資

料の獲得にある以上、それは説明できない。それはただ、起点における小農経営の右のような性格が、一定時点で変化して、「小家族を維持するにたる標準的生活維持手段」以上のものを生産の目的とするようになった場合にのみ、可能である。さらにまた、成長経営は、吉岡氏の場合には、没落経営とはちがって、その家族労働力を永久に一定の大きさに保つものようである。チャノフの場合におけるようにそれがやがて縮少過程に移行しないゆえんである。けれども、これは明かに不自然である。ある経営については家族員の変動が考えられ、それによってその没落が説明されるというのに、他の経営ではそれが不変であると見做され、その経営の維持ないし拡大がとかれる。この維持ないし拡大は、したがって、下人労働力によって行われると考えるほかはない。そうだとすると、この経営の再生産は、まだ「原型」の段階にあるとは言え専ら「封建的雇用労働者」によって行われ、もはや家族労働力によって行われないことになる。

われわれはここで、たとえば、かつては多くの家族員をもっていた大きな経営が、その家族員の一部を失った場合を想定してみるがよい。その場合には、自給経営が立て前であるなら、余分なだけの土地を口べらしの必要のある他の経営に貸付ければよい。その家族労働力の弱体化がさらに進めば、その貸付地はやがて成長経営側の所有地化していくはずである。勿論私は、ここで中世を通じて農民層の階層分化がなかったとか、農民経営の一部に下人をかかえた経営が発生した筈はないとか、言っているのではない。時代を下れば下るほど、そうした現象が現実には一般化した筈である。また、吉岡氏とはちがってチャノフは正しい、と言っているのでもない。チャノフはチャノフとして批判されねばならないことは、その邦訳者の言葉をかりてすでに指摘しておいた。ここではただ、与えられた前提を認めれば吉岡氏は誤りでチャノフが正しいと言っているのである。そして、現実がそうならない以上、前提そのものが、と言うよりも

農民経営を分析する方法そのものが、チャノフの場合にも吉岡氏の場合にも、誤っているのである。

(四)

一九世紀末のロシアを研究の対象とするチャノフの場合は勿論のことだが、封建制成立期のヨーロッパを問題にする場合にも、われわれは商業の存在しない社会を考えることはできない。このことは、何も吉岡氏も考慮されている。鉞・工業生産物の一部（たとえば鉄、塩など）のみに關してとは限らない。もつとも、封建制成立期と無雑作に言われるが、吉岡氏自身はきわめて漠然と規定されているだけで、具体的にそれが果して何世紀頃のことなのかはわからない。けれども、一般に封建制成立期と見做されているカロリング朝期の荘園が、ことに聖界大所領の場合著しく分散的であったことは、今日では史料的に確認されている。したがって、「莊園をすべて封鎖的な經濟單位であったときめつけることは大きな間違ひである」と今日(註一)の通説はいう。マルク・ブロックも、前期封建社会のヨーロッパ (l'Europe du premier âge féodal) が決して交換を知らなかったわけではないとはつきりと述べている。彼によれば、この時代の交換は、現代におけるとはちがって、著しく不規則であつたことに特徴がある。「社会は、現代においてとはちがって、購買と販売によって生きていたわけではない」(註二)だけのことである。

しかも、農民階級においてさえ、交換には貨幣が用いられた。債務が現物によって支払われることがしばしばだったとしても、その現物は変動する貨幣額によって「評価されて」支払われた。それゆえに、「あまりにも簡略であまりにも漠然とした『自然經濟』という言葉葉を避けたがよい」(註四)

したがって、吉岡氏が封建的分解の起点としての小農民経営を何よりもまず自給経営であるとし、小農民経営の生産

・再生産の「推進的動機」を単婚家族労働力の標準的生活維持手段の直接的獲得であると規定される場合、われわれはこれをそのまま無条件に認めるわけにはいかない。われわれは、資本主義社会におけるとは勿論同じではなく、きわめて低い程度においてだが、「標準的生活維持手段の直接的獲得」以外の動機を、封建制下の農民の経営にも認めねばならない。そうでなければ、現実には確かに行われたはずの封建制下の農民層の分解を、一体どのようにして説明すればよいのか。

けれども吉岡氏は、この難問を「ここに自給経営の分解が始まる」、と説くことによって切り抜けようと考えられる。いうまでもなく、この「自給経営の分解」という言葉が、氏の場合、チャノフとはちがって、標準規模の自給経営群の大なる自給経営と小なる自給経営への分解、を意味しないことは明かである。土地を集中しその所有規模を拡大した経営は、吉岡氏の場合、自給に必要な規模の経営はそのまま維持した上で、その余分の土地を他の農民経営に小作させるからである。この経営を動かす「推進動機」は、もはや決して標準的生活資料の獲得ではなく、その意味で「ここに自給経営の分解が始まる。」それは決して再び縮小過程にはいることはない。なぜなら、この経営を維持する労働力は、もはや決して単なる家族労働力ではなく、下人、すなわち原型としての雇用労働者であるからである。

要するに、氏の場合には、「自給経営」としての小農民は、氏のいわゆる「封建的分解」のただ起点においてのみあるのであって、この分解が一人始まると、「推進動機」はもはや標準的生活資料の獲得にはなく、専ら「地代」の獲得に転化する。しかもこの「地代」たるや、それが土地の賃賃料である以上われわれは小作料と考えるが、吉岡氏はこれを「封建地代」と見做され、そこから地主小作関係ではなく、封建制という特定の権力構造の形成をひき出される。そしてここで、前に捨象しておいたあのゲヴェールが登場し、切札となって氏のいわゆる「封建的分解」を完成する。

すなわち吉岡氏によれば、非生産者である地主は、そこで、いわば「觀念化された」ゲヴェーレである上級ゲヴェーレ^{II}地代徴収権をもち、他方、彼らの土地を小作する直接生産者たる農民の側でも、その土地を「実地的に利用し現実的に支配する権利」すなわち下級ゲヴェーレ^{II}土地耕作権をもつ。ここに土地に対するゲヴェーレの分裂が生じ、封建的土地所有が形成される、と吉岡氏は説かれる。

だが、ゲヴェーレとはそんなにオール・マイティなものであるうか。私はそうは考えない。けれども、このゲヴェーレの問題に関しては、ここではこれ以上に深く追究することを止めておく。それは、後でみる「寄生地主制」論と密接な関係があるので、その批判の際にまとめて取り上げることにする。

(註一) 『西洋経済史講座』第一卷三三三頁。

(註二) 増田四郎他著、有斐閣版『西洋経済史』上巻、八三頁。

(註三) マルク・ブロック『封建社会』上巻一〇九頁。

(註四) 同上書一〇七頁。

(五)

出発点としての小農民はもう一つの重大な難点をかかえこんでいる。他の機会に^(註一)吉岡氏自身が認められているように、最近の学界ではいわゆる貴族支配説が有力である。吉岡氏自身、「一般自由民説、フンデルトシャフト自由民説が否定される傾向にあり、私もこのような方向は基本的に正しいものと考える」と述べられている。私もまた、吉岡氏のような見解には同意する。だが、もしもそうなら、吉岡氏が「分解」の起点に想定されていた小農民経営は、お

そらく、氏がそこで想定されているように自由で独立でかつ均等な規模をもっているはずはない。それは、起点においてすでに、明かに貴族支配下にある農民であり、無制約に自由な立場にある農民ではない。一定の権力構造が、「分解」の結果としてではなく、前提としてすでに与えられている。そして、前提としてすでに一定の権力構造があるとすれば、「分解」は吉岡氏の考えられるようには行われず、氏自身の言葉によれば、常に「歪曲」されるはずである。なぜなら、事柄は封建的土地所有下の農民層分解に関してではあるが、氏自身が、その論文「封建制の理論的諸問題」において、次のように指摘されている。すなわち、すでに当該特定領主が分出され農民層を把握したのちにおける場合には、「当該領主による領主的諸規制と地代收取によって分解の形態が著しく歪曲されて」あらわれ、「従って分解は現実には必ずしも新たな領主を生み出すとは限らない」と。だが、氏の「法則」によれば、分解は常に領主＝農民関係を再生産し、次々に新たな領主を「分出」するはずのものであった。それが、ここでは、分解は現実には必ずしも新たな領主を生み出すとは限らないと理解されている。権力構造が封建的ではなく貴族制的であれば、「歪曲」はおこらないというのであろうか。

次に、起点としての小農民、あるいは「家父長的小家族」として吉岡氏が想定されているのは、具体的には、おそらくいわゆるマンス保有農であろう。そして、このマンスなるものは、マルク・ブロックの述べるところによると、「ある広大なグループの、おそらくは——もともとは、これは単なる推測にすぎないが——種族ないし氏族の作ったものである。」しかも、ブロックは、マンスはその成立当初から、「若干の家族は特別有利な地位にあり、他方、残りの家族は犠牲にされていたのであろう」と想定している。勿論、ブロックの右の言葉は、彼自身が明白にこわっているように、あくまで一つの仮説であり、推測でしかない。けれども、だからといってわれわれは、逆に吉岡氏のように自由で平等

な小農民を想定することもまたできないはずである。最近の学界が明らかにプロック的な立場を支持していることも、さらにまた吉岡氏自身が別の機会にはそれに同意されていることも、この節の始めにみた通りである。吉岡氏はこの自己矛盾をどう処理されるのであろうか。

(註一) 「歴史学研究」二四二号所収「封建制の理論的諸問題」八頁。

(六)

いよいよ「寄生地主制」論を取上げる段階にきたようだ。

「まえがき」で述べておいたように、吉岡氏の「寄生地主制」論は、論文集『寄生地主制の研究』、および氏の著書『地主制の形成』の中に展開されている。そして、前者所収の氏の主要論文「寄生地主制分析の基準」において、氏がその立論の基礎として利用されているのは、一六世紀半から末にかけての、一つのイギリスの史料である。この史料は、ランカシャー・アクリントン・マナーのJ・ナットールという者の土地取引に関するものであるが、これによってわれわれは、吉岡氏の主張によれば、第一には、彼によって購入されたコピーホルドのうち半ば以上が、売手と現実の「占有者」とが異っていることを知る。史料はさらに、このようなコピーホルドは、その保有者によって、その現実の耕作者による占有が表示され承認されたまま、「いわば一つの観念化されたタイトルとして売買されている」ことを教える。このことは、吉岡氏によれば、当時のコピーホルダーの土地保有権がマナー裁判所記録の謄本として「観念的に表示されたタイトル」としての保有権化しており、それに対抗するものとして土地の耕作権が保有権とは独立に

發生していることを物語っている。そして、ユピーホールドそのものは古典莊園制下の農奴保有地、すなわち農奴の土地保有権⇨下級ゲヴェーレに由来する以上、絶対王制下の右のような事実は、古典莊園体制下の「土地に対する現実的・具体的な農奴保有権」が、「観念的・抽象的なタイトルとしての保有権とそれに対抗するところの耕作権」とに分裂していることを教える。かくして、「我々は観念的ゲヴェーレの所有者⇨寄生地主、耕作権保持者⇨小作農民として措定し、しかも、かかる寄生地主と小作農民を農奴の△分解∨の所産として把握せざるを得ない」、と吉岡氏は主張される。^(註一)前にみた「封建的分解の法則」と「寄生地主制」論はここに結びつく。

(註一) 『寄生地主制の研究』一三四頁。

(七)

さて、ここで決定的な役割を演じているのは前に保留しておいたゲヴェーレである。だが、ゲヴェーレとは一体何か。ことに、そもそも右において吉岡氏が述べられているような意味において、「観念的ゲヴェーレ」などというものがあるか。ゲヴェーレ概念について吉岡氏が典拠とされているのは、川島武宣教授の『所有権法の理論』である。したがって、以下においてはできるだけだけ同教授の右の著書にしがたって事柄をたどることにする。

さて、川島教授によれば、ゲヴェーレとは物を事実上支配することを意味する。これに対置されるのは、いうまでもなく近代法における所有権である。近代法におけるそれは、いわば「所有権の観念性」とでも名付けられるべき性質をもっている。なぜなら、近代法における所有者は、彼が所有者であるためには、何も現実とその所有物を支配している

必要はない。たとえば、他人がこれを占有しようとして、それにも拘わらず彼は常に所有者である。ところが、ゲルマン法のゲヴェーレンにおいては、物支配の法的保護が現実的支配の事実と不可分に結合している。そして、封建制社会とは、このように物、ことに土地の具体的利用の上に基礎づけられた、「具体的な、特定人の間の関係」であって、資本制社会におけるように、人間関係が純粹に物と物との関係として現象する、すなわち「価値」として現象することを必然にする、物的関連の缺けている社会である。^(註一)

だが、封建制社会における所有の形態をどのようにゲヴェーレンたらしめる、右にいわゆる「物的関連」とは何か。いうまでもなく、われわれの知りたいのはその説明である。けれども、私の読みえた限りでは、その答えは川島教授の右の著書には求めえない。

では、吉岡氏自身はこれをいかに説明されるか。前に簡単に述べておいたように、氏はこれを三圃制農業に求められる。

「小農民経営についてつぎに注意すべきことは、その本来的な土地所有形態——労働主体の土地に対する本源的な関係——である。土地は他の労働生産物と同じように、小農民が自己の労働によって「耕地」Acker すなわち農業上の労働手段に転化し、かつ耕地として維持している限りに於いて彼の私有に帰しているが、一たび収穫がおわってしまうと耕地はたんなる「土地」Boden にかえり、共同体の共同所有に帰してしまふ。このように、小農民の土地所有の本来的形態は、労働にもとづく土地の実体的利用、現実的支配であり、その意味でいわば「ゲヴェーレン」Gewere である。これは小農民経営が「三圃制度」Dreifelderwirtschaft という農業技術体系を前提しているためである。封建社会において、土地に対する排他的・絶対的な私的所有が存在せず、所有はすべて何らかの利用にもとづく事実上の支配

でありゲヴェールであることの根源はここにある。」^(註三)

(註一) 川島武宣『所有権法の理論』一一三頁。

(註二) 『西洋経済史講座』第一巻、三三三頁。

(八)

三圃制農業が土地所有形態をゲヴェールたらしめる一つの重要な条件であることは、私にも納得がいく。マルクスがその『経済学批判』序説で述べているように、「歴史を遠く遡るほど、個人——したがって生産する個人は、非独立のもの、より大きい全体の一員たるものとして現われる」^(註一)のであって、三圃制農業技術に規制される共同体は、その具体的な一つの現われであるからである。けれども、事柄はそれだけを指摘すれば万事が済むという性質のものではないように思える。なぜなら、この三圃制農業という言葉によって表現される内容を、たとえば同じ土地に対して何人も人間がそれぞれに権利をもつという意味に解すれば、ほぼ似通った関係が近代社会における地主と小作人との間にもみられるからである。それにも拘わらず、それは近代社会においては決してゲヴェールをもたらしめない。したがって、大切なのは生産する個人をして非独立たらしめる全体としての生活環境である。三圃制農業は勿論その重要な一条件ではあるが、それさえあれば所有は必ずゲヴェールとなるというわけのものではない。

ちなみに、ミッターイスの『ドイツ私法概説』に説明を求めると、彼は一見吉岡氏に似通った見解に立っているかに思える。すなわち彼によると、占有と権利の関係はさまざまな形態をとってきたのであって、ゲヴェールとはドイツ物権

法の中心概念であり、ドイツ法上の占有である。これに反して、ローマにおいては、所有権概念は非常に高度の発展をとげていた。「都市的諸関係にあつては、所有権は容易に確定されうる」からである。ところが、「ドイツ法は、占有（ゲヴェール）と所有権その他の物権との間にそのような鋭い区別をすることを知らなかった。農村的諸関係においては、権利関係、なかなしく不動産に対する権利関係は、しばしば確定困難である。したがつて、しばしば占有状態が権利を代表し、占有の背後に権利が推定されるということにならざるをえない」^(註二)とミッターイスは述べている。

けれども、そのミッターイス自身がまた、次のようにも述べている——

「精緻に形づくられた裁判組織——これがあれば独立の占有訴訟が形成されたかもしれない——は、（ドイツには）存在しなかつた。フランスおよびイギリスでは事情がちがひ、ここでは、国王の裁判所が占有訴訟を管轄し、且つその裁判のために独立の訴訟手続を作りあげた。」^(註三)

(註一) 新潮社版、マルクス・エンゲルス選集七卷、一九七頁。

(註二) 世良、広中両氏共訳、一六七頁。

(註三) 同上書一六八頁。

(九)

ところで、ローマ法とゲルマン法のちがいを、ミッターイスのように都市ないし商業的なものと農村ないし不動産的なもので説明することは、船田享二教授によれば、誤りである。なるほど、ローマはまず都市国家として歴史に現われ、その法は明かに都市の法であつた。けれども、そのことは必ずしもローマ人が最初から商業人であり、その法が商業的

な法であったことを意味しない。ローマ人は本来は農民であり、その法はもともとは農民の法であった。むしろ、ローマの法および法思想の性格形成に重大な意義をもつのは、「ローマ国が、その存立の必要に基づいて、最初から、或は極めて夙い時代に、軍国として編成されたことである。」^(註一)

ローマ法の性格は、船田教授によれば、力の秩序たることにあり、ローマ人の生活は、農民の生活であるとともに、形式を尊び統一的な厳格な紀律を重んずる軍隊式生活であった。したがって、その生活を規制する法も亦、当然に力の秩序たる性格を具備するものとして形成され、「形式を尊重し画一的な原則による統制を求める秩序たる特徴を發揮した。」^(註二)たとえば、所有権についてみると、それは所有者が客体を支配する力であり、槍によって象徴された。それは、公法による若干の制約を別とすれば、少くとも私法上は絶対無制限である。

他方でゲルマン人は、民族的にはある程度の統一をもつことを示しながらも、永い間小さな集団に分離・独立した生活を送ったところにその特徴をもつ。彼らは、このような民族の生活意識の表現として、そのような民族に共通する正義則として、その法を形成・進化させた。かくして、ゲルマン法の根柢にあるのは、対立や抗争ではなくて平和であり、その原理は、集団の成員が相互に他を尊重し信頼する、名譽と誠実の思想であった。^(註三)ゲルマン法は、ローマ法におけるように統一され組織立てられた国民の生活を規制する強制的規範ではない。「統一的な国家組織を有してその強力な庇護の下に個人が安全な生活を送るということのないゲルマン人は、比較的(註四)に小さな、而もその故に成員相互が極めて緊密な依存関係に立つ集団を形造った。」

ゲヴェーレとしての土地所有形態は、ただ単に三圃制農業技術によるだけでなく、彼らゲルマン人のおかれたこうした全体としての生活環境の所産である。したがって、封建制度が確立し、ことに絶対王制という形で統一的な国家組織

の形成がすみ、その庇護の下に個人の生活が次第に保証されてくることになる、たとえ農業技術は三圃制の段階に止まっても、土地所有は次第に近代的な形態に席を譲らざるをえなくなる。(註五)

(註一) 船田亨二『法思想史』八九頁。

(註二) 同上書九〇頁。

(註三) 同上書一六八頁。

(註四) 同上書一七四頁。

(註五) 尤も、一方において農民の保有権が所有権化すると共に、他方では領主や国王の支配権もまた所有権化する。なぜならゲルマンの共同体においては、もともと領主も決してその所有者ではないからである。領主の支配権の所有権化に関して、船田教授は次のように述べられている——「絶対的な皇帝の支配的地位がローマ法上の根拠を有するという理論は、単に皇帝に止まらず、各領邦の王や領主の支配的地位を基礎づけるためにも亦援用されて、支配者はその支配に服する人及び物を離れてこれを所有者のように支配するものとの主張が作られ、そうして、更に、所有権が無制限の権利たる方面に関するローマ法の規定は抽象的にとり出されて、絶対無制限な所有権概念形成の理論的根拠として用いられた。かくて、皇帝の帝国に対する関係ばかりでなく、国王が王国に対し領主が封領に対する関係も亦、絶対無制限な所有権的支配の関係として構成されて、権力とその客体とを完全に分離する理論が展開せしめられ、これに應じて、団体とその成員とが不即不離の関係に立ちその指揮者が他の成員と同格の地位に立つた古来のゲルマンの共同体の理論は排斥され、誠実を基礎とする主従の関係は衰滅に向わねばならなかつた。」(二一六頁)。

(一〇)

このようにみえてくると、吉岡氏の次のような「寄生地主制」論は、多分に問題となるはずである。すなわち氏は、観念的ゲヴェーレの所有者＝寄生地主とする前にみた箇所を説明して次のように述べられている——

「我々が、ここでゲヴェーレという形で問題を提起したのは次の理由による、イギリス——或は西ヨーロッパにおいては、寄生地主制は各個別封建的土地所有||マナ内においてデ・ファクトに形成され、日本の地租改正に相当するところの、寄生地主の土地に対する支配権を私的所有権として、統一的に確立する法制的措置は存在しなかったものと考えられる。この点について、恐らく、西ヨーロッパの寄生地主制の方が寄生地主制として典型的なのであって、日本のそれはむしろ特殊構造とすべきであり、この構造的特質は恐らく日本封建社会のアジア的特質に基くものであろう。」^(註一)

これは奇妙な議論だ。なるほどイギリスのコピーホルドは、日本の地租改正のように全国統一的に確立されたものではない。けれどもそれは、「マナー裁判所記録の謄本」として、それを確立する法制的措置がちゃんと存在している。しかもそれは、確かに吉岡氏の言われるようにそれぞれのマナ内において形成されたものではあるが、同時にその権利を絶対王権によって保証されたものである。この点は重要である。それは決して、ただ単にデ・ファクトなものではない。まして況んや、「統一的に確立する法制的措置」によって保証された地租改正以後の日本の地主制が、どうして氏
のいわゆる「寄生地主制」などでありえよう。

そもそも、「観念的ゲヴェーレ」という考え方自体が矛盾しているのではないだろうか。ゲヴェーレとはあくまで事実上の支配の法的表現であり、所有権の観念性に対立するものであることは、氏自身の前提であったはずだからである。勿論、ゲルマン法上、観念的ゲヴェーレ (ideelle Gewere) という概念はある。けれども、それは吉岡氏のそれとは全く異なる性格のものである。^(註二)

(註一) 『寄生地主制の研究』二六頁。

(註二) 観念的ゲヴェーレに関しては、ミッターイス『ドイツ私法概説』世良、広中両氏共訳書一六九—一七〇頁。ゾーム『フランク

法とローマ法』久保、世良両氏共訳書二二四―五頁参照。

(一一)

吉岡氏の「寄生地主制」論は、勿論以上でつきるわけではない。次に氏は、旧領主直営地の総借地農に関して、従来の研究史が、(一)身分的隷属による強制に媒介されてではなく一定の契約に基いて借地関係が取り結ばれていること、(二)保有地の如く慣習的な世襲保有ではなく特定期間の定期借地であること、(三)借地農は領主に対して、契約に定められた貨幣地代を支払うこと、を理由にそれを資本家借地農あるいは少くともその先駆的原型と見做してきたことを、誤りであると批判される。すなわち総借地農は、吉岡氏によれば、かつては領主が自ら経営した直営地をそのまま一括して借地するだけであって、彼は次の五点において、領主制の危機に際して採用された弥縫策としての、単なる直営地経営請負人、あるいは地代徴収請負人でしかない。

- (イ) 旧直営地の大部分は、賦役の基軸をなす週賦役こそ悉く免除又は金納されているが、犁耕、碎土等の畜耕賦役の一部、および各種の手労賦役、恩寵賦役の大部分が依然として総借地農によって徴収された。
- (ロ) 賦役だけでなく、生産物地代、貨幣地代の徴収権をも賃借し請負っている事例がある。修道院領における十分の一税徴収も同じ。
- (ハ) 借地契約と同時に、必ず領主所有の農具、家畜、種子用穀物、肥料等およそ農業生産に必要なあらゆる生産手段を悉く貸与される。
- (ニ) 総借地農はしばしばマナーの役職を獲得し、その特権的地位によって自らの経営を有利ならしめるとともに、他

方では領主に対して身分的に隷屬しており、借地期間中における領主裁判所への出仕、自由な商品販売の制限等を規定されている。

(例) 総借地農は、賃借した旧直営地全体を自ら経営することなく、その一部分を小作に出して地代収入に寄生する。ところで、右に指摘された五点のうち、はたして吉岡氏の言われるような条件に該当するものがあるかどうかを検討すると、まず(イ)と(例)が除外されねばならないと思う。(例)は確かに総借地農の資力の貧弱さを教える。けれども、事柄はただそれだけのことである。農具や家畜を借受けること自体は、領主と総借地農の關係が一定の契約に基いて取り結ばれることを何ら阻げはしないだろう。(例)も同様である。自ら経営せず地代収入に寄生することは、確かに彼らを資本家的農業経営者と規定することを阻げるが、彼らがブルジョワ的(＝市民的)存在であることを阻げない。一定の契約にもとづいて借地がなされている以上、それを自ら経営しようと小作に出そうと彼の勝手である。自営するから近代的で、小作に出すから封建的ということを決してない。ましてや彼は、借地の一部を小作に出すだけで他は自営している。自営部分がないものなら、そもそも(例)の条件、すなわち農具の借受けは問題にならないはずである。

次に(イ)と(ロ)を考えてみよう。吉岡氏はここで、賦役の一部の残存と生産物ないし貨幣地代の請負を取上げられている。確かに賦役請求権の請負は問題になる。けれども、同時にわれわれは、賦役の「基軸をなす週賦役」はことごとく免除または金納化されていることを忘れてはならない。したがって、確かに「身分的隷屬による強制」に媒介されたものの残存は認められねばならないが、事態はあくまで経過的なものであり、本質的な問題ではないと私は考える。同じことは「地代」についても言える。それが「封建地代」である限り、その形態が生産物であろうと貨幣であろうと、あるいは軽微であろうと重かろうと、その性格が封建的であることに間違いはない。けれども、事柄を取り違えてはいけ

ない。総借地農はその徴収を単に「賃借し請負っている」にすぎない。つまり、それを徴収するのは立て前としてはあくまで領主であって、決して総借地農ではない。総借地農は領主の代理人であって、領主のものではない。まして、後で吉岡氏自身がその「地代と小作料」の章で述べられているように、少くとも十六世紀のイギリスでは、小作料は地代の一・五倍から三十倍近くに達し、直接生産者(註二)と小作農民の剰余労働の圧倒的部分が、マナー領主ではなく地主によって、小作料として収納されている。「マナー領主に収納される地代部分は小作料に比すればネグリジブルなものに過ぎない。」(註二)地代は固定しているにも拘わらず小作料は高騰したからである。もしも領主と総借地農の関係が、「一定の契約」にもとづかず「身分的隸属による強制」であったなら、領主はどうしてこのような事態の到来を承認するのか。そして、吉岡氏自身が明言されているように「地代と小作料とは、理論的に峻別されるべきであり、高騰したのは小作料であって地代ではない」とすれば、小作料がたとえ「搾出地代」と呼ばれるほど重いものになろうとも、その故に地主が封建的であることにはならない。しかも、封建地代それ自身は十五・六世紀に至って固定地代としてデ・ファクトに解体することは、吉岡氏も認めておられるようであるから、その存在は全く経過的なものということになる。(註三)

そして、この点で興味深いことは、イギリスの市民革命が領主権の廃棄を行わないことに吉岡氏自身が気付いておられることである。すなわち吉岡氏は、その『地主制の形成』において述べられている——

「フランスでは一七八九年の革命によって領主権が完全に否定され封建地代が廃棄されたのに対して、イギリスではピューリタン革命でも名譽革命でも領主権は否定されることなくほぼ一八世紀の農業革命の時代に至るまでなしくずしに存続していた。……このような問題はそれぞれの国の封建社会の特質を解く一つの緒口になるようにおもわれるのであるが、現在の私にはとても及びもつかぬ困難な問題であるからここでは問題を出すだけにしておきたい。」(註五)

念のため書き添えておけば、土地保有にともなう国王と地主貴族との間の封建的権利義務関係は、イギリスでも一六四六年二月二四日の議会条令によって一切廃止されている。けれども、農民と貴族との間のそれを廃止する法令をイギリスの市民革命がもっていないことは、吉岡氏の指摘通りである。したがって、領主権の存在ということから云々するならば、一八世紀のイギリスですら封建社会になりかねない。その意味で、「われわれは、イギリス社会の各発展段階における「領主権」の内容の変化を問題にしなければならない」という吉岡氏の言葉は正しい。^(註六)要するに、事柄は簡単であり、領主権は、イギリスでは、市民革命以前に、形式的には兎も角、事実上は解体していたのである。市民革命は何らそれを打倒する必要を認めなかった。これだけのことに充分に気付きながら、何が故に吉岡氏は、ただ単に「寄生地主制」だけにその過渡的性格を認めようとされないのか。

最後に、(二)のマナー役職の件は、これまた経過的なものと理解するほかはない。それは確かに、総借地農としての出発の当初における彼らの封建的性格を示すが、一方において領主権や封建地代が解消していき、他方において裁判権が絶対王権の手中に握られていく過程において、荘園役職そのものがその意義を喪失するであろう。

要するに、大塚史学に特有な系譜的な考え方がここでもわざわざいっているのである。総借地農は荘園役人の出である、彼は資力に乏しく領主の農具を借りねばならない、等々、出発の当初において確かに一部分は彼の身につけていたと思われる封建的性格が、吉岡氏の場合、周囲の諸条件が全く変ってしまった後までも彼の性格を決定しつづける。だが、領主と彼らとの借地関係が一定の契約に基づいて結び結ばれていること、逆に言えば身分的隸属による強制によっては結ばれていないこと、少くとも周囲の諸条件が変化すればそうした強制関係を払拭しうるようになる条件を最初からもっていることを考えない限り、事柄の本質は全く理解できないであろう。

(註一) 『寄生地主制の研究』五一―一九頁。

(註二) 同上書五三頁。

(註三) 同上書五七頁。

(註四) 同上書五三頁。

(註五) 『地主制の形成』一一二頁。

(註六) 同上書一―四頁。

(一一一)

吉岡氏の系譜論的な誤りはほかにもある。それは、第三章「寄生地主制下における耕地の存在形態」で、氏のいわゆる「寄生地主」と村落共同体との関係を扱われたところである。

吉岡氏はここで、まず、「寄生地主制」下の農民保有地の存在形態について、トニーを典拠に、その大部分が依然としてなお旧套的な開放耕地制下にあったことを指摘される。この点は私も異存はない。なぜなら、彼ら「寄生地主」たちが何故自らの経営を拡大する道を選ばず、その所有地を小作に出して地代収入に寄生する道を歩いたかは、吉岡氏や『講座』第二巻所収論文において椎名重明氏が明かにされているように、当時の農業技術の未発達故であり、その限りにおいて、農民保有地の存在形態についても大きな変化を想定すべきではないと考えるからである。けれども私は、次いで吉岡氏が、そのことから、土地売買と農民保有地の階層分化は、ゲヴァンネ制の枠内における不平等を招来はしたが、ゲヴァンネ制それ自体を内部的に揚棄する契機を含んでいなかったと結論づけられる段になると、もはや氏の見解に従うことができない。

この点のちがいは、吉岡氏の場合には、寄生地主制形成の前提たる農業生産力の発展が、「決してブルジョワ的性格をもつものではなく、共同体的耕地強制（註一）耕作強制に基本的には矛盾することなく、むしろそれを存置したままで、しかも直接生産者の下に寄生地主が収取しうる剰余分の蓄積を可能ならしめる如きものであった」（註二）のに反して、私の場合には、農業生産力の発展が低い限りにおいてのみコピーホルダーはその所有地を小作に出すものとみる。吉岡氏は「ブルジョワ的」という言葉を「資本家的」と解されているようだが、私はそうしたコピーホルダーを「資本家的」ではないが「ブルジョワ的」とみる。私の場合、「ブルジョワ的」とは「市民的」という意味である。些細なちがいのようだが、実は決定的なちがいである。私の場合、生産力の発展にともない当然に彼自身が大経営を営むようになる。

この点は、右の引用個所に注して、氏が次のように述べられていることから明かであろう。すなわち曰く、「筆者は直接生産者が同時に土地保有農民（註三）共同体構成員である限りは、彼等自身のうちに共同体を揚棄する必然性は含まれないものと考ええる。ブルジョワ的發展（註三）共同体揚棄の原動力は共同体構成員からは出てこない。しかも共同体内部から出てこなければならぬ。」

この文章はなかなか難解で、これだけでは吉岡氏が何を意図されているのかわからないだろうが、この論文の結びの章で述べられている次の文章と考え合せると、何とか理解されると思う。曰く、「寄生地主制下においては、直接生産者は共同体の土地の保有（註四）所有者たることを止めているにも拘らず、彼等の経営の再生産は、寄生地主が土地保有（註四）所有者として把握している共同体に制約されている。封建的共同体内部における保有（註四）所有者と経営との、寄生地主（註四）小作農民への対極的分裂。寄生地主制の基本的矛盾。」

つまり、吉岡氏の主張は、やがて誕生すべき資本家はあくまで直接生産者（註四）小作農民からでなくてはならず、氏のない

わゆる「寄生地主」からであつてはならない。なぜなら、「寄生地主」は共同体構成員であるから。そして、「ブルジョワ的發展」共同体揚棄の原動力は共同体構成員からは出てこない。しかも共同体内部（つまり共同体構成員でない村落民（小作農民））から出てこなければならぬ、ということらしい。同じ結論の章の他の説明によれば、「寄生地主制下においては……直接生産者は共同体構成員たる資格を喪失する。従つて、直接生産者の再生産にとっては共同体規制は疎外された媒介契機から桎梏に転化する」という。（注五）だが、直接生産者は共同体構成員たる資格を喪失するというのは氏の独断である。氏のいわゆる「寄生地主」は同時に直接生産者でもあつたはずだ。それに、構成員の資格を喪失した者にとって共同体は桎梏に転化するというのも事実^に反する。このことは、開放耕地制や共同放牧地の廢止に反対する^のが、農民のどんな階層だったかを考えてみればよい。要するに氏の主張には何の論証もない。あるのはただ、資本家は必ず「直接生産者」から出なければならぬというドグマだけである。「系譜」論の亡霊がここにもうろついていると考えるよりほかはない。

（註一）『寄生地主制の研究』四五頁。

（註二）同上書五〇頁。

（註三）同上書五一頁。

（註四）同上書六一頁。

（註五）同上書六〇頁。

（註六）遠藤輝明がルツチスキイ『革命前夜のフランス農民』（未來社）の訳書の解説において述べられている「寄生地主制」は吉岡氏のそれとは異なる。

「A寄生地主制」は「B地主制」の一特殊類型であつて、それは日本とフランスでみられる。フランスに関してみれば、これが現われてくるのは一七世紀の後半期からのことであり、市民、富裕農などによる地主的土地収奪の進行、彼らを中心とす

る地主的商品流通の確立、それに連関する金融的支配網の展開などと共に、直接生産者である小作農が貧窮化し、商品生産者としての規定性を完全に喪失してしまうようになってからのことである。したがって、この寄生地主制のもとでは、小作料も現物の形態をとる。この点は貨幣形態で小作料を納付し、なお商品生産者としての規定性を身につけていたイギリス地主制下の小作農と根本的に異なる点である。してみれば、フランスの寄生地主制のもとではその下にある小作農から資本制的な両極分解が展開することは基本的にありえない〔吉岡昭彦『寄生地主制分析の基準』（福島大学経済学会編「寄生地主制の研究」所収）におけるフランスの寄生地主制に関する見解（とくに同書六三頁）は、その故に妥当ではない〕。むしろ、この人口構成では圧倒的多数を占める小作農の下から、直接にブルジョワ的分解の方向がでてこないという点に寄生地主制の主要な特質があるのであって、「単なる地主制との相違」、それがブルジョワ革命のあり方に特殊な形態を与えることにならる」（同書二一八頁）。

地主はすべて寄生的であるという意味で「寄生地主」という用語に若干のこだわりを感じるが、遠藤氏のような意味で「寄生地主」を用いることには私も異論はない。但し、このような「寄生地主制」下においては小作農の間から直接にブルジョワ的分解の方向が出てこないというのは誤りである。この点は、日本農村におけるいわゆる「自小作前進」的分解を考えれば明らかである。ブルジョワ的な分解は、困難ではあるが、したがって歪められた形ではあるが、免も角も貫徹する。また、このような寄生地主制を、もしも遠藤氏が封建的なものと考えておられるとすれば、それは誤りであろう。フランス革命はこうした市民的土地所有の打倒を目標になどは勿論しない。